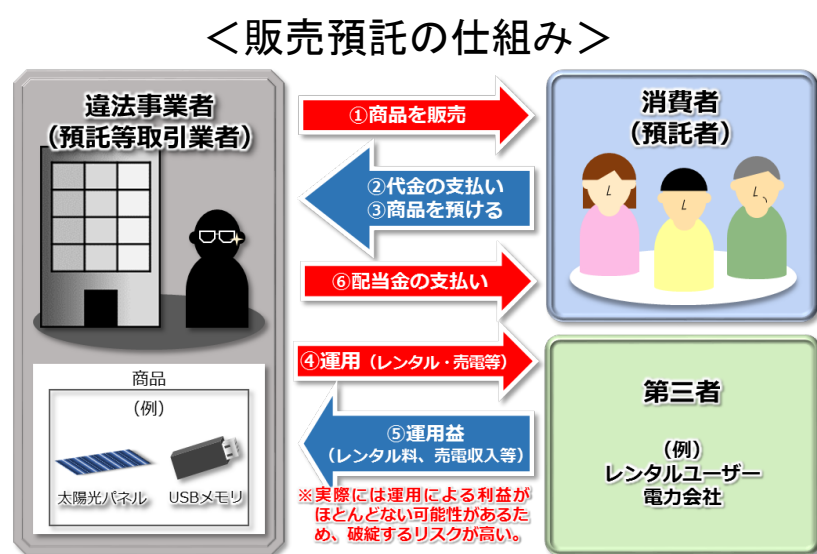


「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）」によって、「特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号）」を改正

- ⇒ ① 販売を伴う預託等取引（販売預託）を原則として禁止
- ② 特定商品制を廃止し、対象範囲を「全ての物品」に拡大
- ③ 行政処分を強化
- ⇒ 改正法は令和4年6月1日に施行されている。
（法律の名称も「預託等取引に関する法律」に変更）

●販売を伴う預託等取引（販売預託）による大規模な消費者被害が発生



＜過去の事件＞

事件	時期	対象商品	被害者数	被害総額	一人当たりの平均被害金額
豊田商事事件	1982年～1985年	金地金	約29,000人	約2,000億円	約690万円
安愚楽牧場事件	1997年～2011年	子牛	約73,000人	約4,200億円	約575万円
ジャパンライフ事件	～2018年	磁気治療機器	約7,000人	約2,000億円	約2,571万円

内閣府消費者委員会「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての調査報告」参照

販売預託には、消費者被害を発生させる問題点が多く存在、かつ、実際に大規模な被害も発生

改正法の概要

- 販売預託を原則として禁止する
- 例外的に、内閣総理大臣（消費者庁）の厳格な確認を受けた場合に限り、勧誘等及び契約の締結等が可能
- 確認を受けないで締結等した契約（売買契約及び預託等取引契約）は無効
万が一、確認を受けないで勧誘等又は契約の締結等をした場合は、厳正な罰則
（個人の場合は5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科、法人の場合は5億円以下の罰金）

旧法の内容

※物品＝有体物たる動産

- 旧法の規制の対象は政令で指定された物品のみ（「特定商品制」）

<旧法の規制対象となる物品（政令で指定されたもの）>

- ①貴石（例：ダイヤモンド）、半貴石（例：水晶）、真珠、**貴金属**（例：金、銀、白金）
それらを用いた装飾用調度品、身辺細貨品
- ②盆栽、鉢植えの草花その他の観賞用植物
- ③**哺乳類**、鳥類に属する動物（人が飼育するもの）
- ④自動販売機、自動サービス機
- ⑤動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないもの）で人が摂取するもの（医薬品を除く）
- ⑥家庭用治療機器



被害の実態に応じて政令で物品を個別に指定
⇒ 規制が「**後追い**」になる課題
★例えば、USBメモリが対象になる事案あり

<事例>

複数種類のアプリケーションが読み込まれたとされるUSBメモリを購入させた相手方から賃借し、第三者に利用させた上で、相手方に賃借料を支払うとされていたが、賃借料の支払に十分な利用実態はなかった



改正法の概要

- 特定商品制を廃止し、対象範囲を「**全ての物品**」に拡大

旧法の内容

- 預託等取引業者に対する業務停止命令の対象期間の上限は1年
 - 業務停止命令を受けた預託等取引業者の役員等に対し、当該停止を命ずる範囲の業務を行うことを禁止する規定（業務禁止命令）がない
- （※）特定商取引法では平成28年改正で業務禁止命令を新設し、法違反行為に積極的に適用



改正の概要

取引停止命令の期間を伸長するとともに、業務禁止命令・特定関係法人における業務停止命令等の規定を新設

- 取引停止命令の期間の上限を **2年に伸長** [改正]
 - **業務禁止命令** [新設]
取引停止命令の対象となる預託等取引業者の役員等について、取引停止命令の期間と同一の期間、同一の業務を営む法人の役員となることを禁止
 - **特定関係法人における業務停止命令等** [新設]
取引停止命令又は業務禁止命令の対象となる者が当該命令の対象範囲の業務を特定関係法人で行っている場合等は、特定関係法人における業務等を停止
- （※）特定関係法人：預託等取引業者又はその役員等が事業経営を実質的に支配する法人等

預託等取引業者

取引停止命令

業務禁止命令
(役員等)

業務停止命令
命令の対象範囲の
業務と同一の業務

特定関係法人

（※）上記の行政処分の前提となる報告徴収・立入検査の対象範囲も併せて拡大